

綾瀬市障害児者相談支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する障害児者及びその家族の福祉増進を図るため、法第77条第1項第3号に規定する各種相談、療育に関する必要な助言等を行う相談支援事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、綾瀬市とし、法第51条の19に規定する指定一般相談支援事業者又は法第51条の20に規定する指定特定相談支援事業者に委託して行うことができる。

(対象者)

第3条 この相談事業の対象者は、市内に住所を有する身体障害児者、知的障害児者、精神障害者（以下「障害児者」という。）及びその家族とする。

2 前項のうち、綾瀬市が援護の実施者でない者については相談を受けることができないものとする。

(実施方法)

第4条 相談事業は、次の各号に定める方法で行うものとする。

(1) 来所相談

(2) 訪問相談

(3) ケア会議

(4) サービス利用調整

(5) 事業所との連絡調整

(6) 自立支援協議会の実施

(7) その他相談内容に係る問題解決を図るために必要な事業や業務上生ずる課題等については、別途協議の上に定めるものとする。

(実施日等)

第5条 来所相談は、原則として週3回以上開設するものとする。ただし、相談者の状況により、来所相談日以外の相談等についても適宜対応するものとする。また相談予約は相談支援事業者が受け付けるものとする。

2 訪問相談又はケア会議は、予約の状況、相談の内容等により必要の都度実施するものとする。

(費用)

第6条 相談事業の利用料金は、無料とする。

(職員の配置等)

第7条 この相談事業を実施するに当たり、実施事業者は、相談業務従事者をあらかじめ選任するものとする。

2 この相談事業を実施するに当たり、実施事業者は、ソーシャルワーカーの倫理綱領に基づき障害、療育等に関する専門的知識を活用し、相談者へ適切な指導・助言

を行うとともに、相談支援専門員（指定地域相談支援又は指定計画相談支援の提供にあたる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。）を常勤で配置するものとする。
（守秘義務）

第8条 相談業務従事者は、相談により知り得た当該相談者の身上及び家庭についての秘密を他に漏らしてはならない。ただし、関係機関との連絡調整を行う必要が生じたとき、ケア会議で取り扱うとき等、相談者及びその家族の同意を得た場合は、この限りでない。

（報告）

第9条 実施事業者は、第4条に規定する事業の実施状況及び経理状況を市長に報告するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、相談事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。